

筑西市立下館西中学校の部活動に係る活動方針

1 部活動の基本的な考え方

- 部活動は、学校教育の一環として実施される教育活動であり、生徒の自主的自発的な活動を通してスポーツや文化、科学に親しませ学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- 校長及び部活動顧問は、部員同士が同じ目標に向かって取り組みながら、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動となるよう自覚し運営に当たる。
- 部活動の実施に際しては、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた心身の成長と豊かな学校生活の実現及び部活動顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、保護者や地域との連携を深めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動を運営していく。

2 部活動の休養日の設定

- 学期中は週当たり2日以上（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は、いずれか1日以上）を休養日とする。また、土日に大会参加等で2日間活動した場合には、休養日を平日の他の日に振り替える。
- 定期テストは、3日前から休養日とする。
- 次の期間を長期の休養期間とする。（学校閉校日）
 - ・お盆 8月13日～16日
 - ・県民の日 11月13日
 - ・年末年始 12月27日～1月3日※学校閉校日に活動が行えるのは、大会参加の場合とする。

3 部活動の活動時間

- 運動部の1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。（活動の準備や後片付けの時間は除く）また、学期中の休業日や長期休業日に、1日を通した練習は行わない。なお、文化部の休業日の活動については、原則として運動部に準じた扱いとし、状況に応じて校長と協議し保護者と連携しながら適切に運営していく。
- 部活動顧問は、集合時刻から下校完了時刻まで、活動場所・自転車置き場等で生徒を指導する。
※活動時間とは、活動開始のあいさつから活動終了のあいさつまでとする。
※活動時間内に、適切な休憩時間や水分補充の時間を確保する。

- 顧問は、月ごとの大会参加数を精査し、事前に校長の許可を得て、大会に参加する。(年間の大会参加の目安は、12大会程度とする)

4 部活動の朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。
 - ※例外として、以下のことで公式大会である総合体育大会や新人大会、吹奏楽コンクール等の場合に限り、大会1か月前から大会終了まで朝の活動を行うことができる。
- (1) 朝の活動が以下の理由で必要と判断する顧問が生徒や保護者の理解(承諾)を得て校長が許可した場合。
 - ・朝活動することで、施設の利用や放課後の通常の部活動の時間を確保するため
 - ・公式試合が1試合目から行われる可能性があり、その時間に身体を慣らすため
- (2) 陸上競技会や駅伝大会に向けて選手を選抜して活動する必要がある、校長と協議し、生徒や保護者の理解(承諾)が得られる場合。

5 健康管理の徹底(熱中症事故等の防止)

- 活動に当たって顧問は、活動前・活動中・活動後の健康観察を十分行い、けがや事故防止に努める。(練習前は、特に体調不良や睡眠、朝食等の摂取状況の確認)
- 高温や多湿時には以下の対応をとるとともに、高温注意情報をもとに気温35℃以上、暑さ指数(WBGT)が31℃以上の場合は、活動を原則として行わない。
 - ・活動時間の短縮や活動内容の変更
 - ・こまめな水分、塩分の補給や休憩の確保

6 その他

- 本活動方針は、毎年見直しを行う。
- 本活動方針は、平成30年10月1日から運用する。